附則第五十九条中「であった者」を「から引き続いて第十二条の規定による改正前の国家公務員法（以下この条において「旧法」という。）第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員（旧公社の職員を除く。以下この条及び附則第百七条において「一般職国家公務員」という。）となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、「（以下この条において「新法」という。）」を削り、同条に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が旧法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第七十九条第二項中「承継会社は、当該承継会社」を「日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社は、それぞれ日本郵政株式会社、日本郵便株式会社（郵政民営化法第百七十六条の二の規定による定款の変更前の郵便局株式会社及び同法第百七十六条の三の規定による合併前の郵便事業株式会社を含む。）、郵便貯金銀行及び郵便保険会社」に改める。

附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を付する。

附則第九十一条を次のように改める。

第九十一条　削除

附則第九十五条中「新国共済法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則第百七条第二項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

旧公社の職員としての在職期間が第十二条の規定による改正前の国家公務員法第八十二条第二項に規定する要請に応じた退職前の在職期間に含まれる一般職国家公務員についても、同様とする。

附則第百七条第三項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、前項後段の規定を準用する。

附則第百七条第五項中「であった者」を「から引き続いて一般職国家公務員となり引き続き一般職国家公務員として在職する者」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項後段の規定を準用する。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正）

第三十九条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五条中「郵便事業株式会社、郵便局株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第四十条　非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第百五十六条の見出しを「（郵政民営化法の一部改正）」に改め、同条中「郵政改革法（平成二十三年法律第　号）第五十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる郵政改革法及び日本郵政株式会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十三年法律第　号）第一条の規定による廃止前の」を削る。

第百五十七条を次のように改める。

第百五十七条　削除

（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正）

第四十一条　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第五号を削る。

附則第十四条中「平成二十三年法律第　号）第三条」を「平成十七年法律第九十八号）第二条」に改め、「議決権に係る」を削る。

（保険業法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十二条　保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

（郵政民営化法の一部改正）

第十一条　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第百三十九条第二項中「第百六条第五項」を「第百六条第八項」に改め、同条第八項中「第十四号」を「第十五号」に、「同条第四項」を「同条第七項」に改める。

（租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四十三条　租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第十三号中「日本郵政株式会社法（平成二十四年法律第　号）」を「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）」に改める。

附則第二十五条第二項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、同条第三項中「定める日」の下に「を含む事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

附則第三十六条第二項中「定める日」の下に「を含む連結事業年度開始の日」を加え、「同日を含む」を「当該」に改める。

（国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の一部改正）

第四十四条　国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第　号）の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百七十二条

（総務省設置法の一部改正）

第四十五条　総務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「郵便事業」を「郵政事業」に改める。

第四条第七十九号中「郵便事業」を「郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。）」に改め、同条第七十九号の二及び第七十九号の三を削り、同条第七十九号の四を同条第七十九号の二とし、同条第七十九号の五を同条第七十九号の三とする。

第二十八条第一項中「第七十九号の五」を「第七十九号の三」に改める。

附則第二条第二項の表平成二十九年九月三十日の項を削り、同表に次のように加える。

郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日	郵政民営化法に規定する事務を行うこと。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条　この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
法務大臣　小川　敏夫
財務大臣　安住　淳
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志